



調理師の皆様へ！



働いている調理師は、
『調理師業務従事者届』を出すことが
調理師法で義務づけられています。

近年、国民の食生活においては、外食の機会が増えており、飲食店等において調理の業務に従事する調理師の皆様方が国民の食生活に果たす役割はますます重要になってきました。

このため、調理師の資質の向上を目的とする各種事業が円滑に実施できるよう、働いている調理師は2年ごとに就業地の都道府県知事に「調理師業務従事者届」を出すことが調理師法で義務づけられています。

☆届出の必要な方は、次のところで調理の業務に従事している調理師です。

- ・ 寄宿舍、学校、病院、事業所、社会福祉施設、介護老人保健施設、矯正施設、その他多数人に飲食物を調理して供与している施設
- ・ 飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業

☆平成26年12月31日現在の状況を書き込んで、平成27年1月15日までに働いている地域の北海道全調理師会各支部に届け出てください。

☆インターネットによる届出について

次のアドレス（URL）もしくはQRコードからアクセスしてください。
（平成26年12月31日～平成27年1月15日までアクセス可能です。）

- ・ ウェブサイトアドレス（URL）

<https://www.harpp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=P1GzAedy>

- ・ QRコード（QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。）



●問合先／

◎社団法人北海道全調理師会

札幌市中央区南8条西2丁目 市民活動プラザ星園404 ☎ 011-511-1326

◎社団法人北海道全調理師会各支部

江別支部（江別市野幌町61-18 第3高関ビル5F アプリコット内 ☎ 011-384-0321）

当別支部（当別町錦町1248番地 当別商工会館内 ☎ 0133-23-2447）

◎北海道保健福祉部健康安全局地域保健課

札幌市中央区北3条西6丁目 ☎ 011-231-4111（内線25-526）

◎最寄りの保健所及び地域保健支所

北海道江別保健所（江別市錦町4番地の1 ☎ 011-383-2111）

石狩地域保健支所（石狩市花川北7条1丁目14-1 ☎ 011-74-1142）



住宅用火災警報器を設置しましょう！

